

# 訴 状

2011年8月9日  
東京地方裁判所御中

原 告

〒131-0034  
東京都墨田区堤通2丁目3番1号  
東白鬚第1マンション1208号室  
大 高 正 二

原告訴訟代理人

〒760-0020  
香川県高松市錦町2丁目4番21号  
(送達場所)  
弁 護 士 生 田 暉 雄  
T E L (087) 822-0550  
F A X (087) 822-0552

被 告

〒102-8651  
東京都千代田区隼町4番2号  
最高裁判所内 竹 筒 博 允

被 告

〒100-8920  
東京都千代田区霞が関1-1-4  
東京高等裁判所内 安 倍 嘉 人

被 告

〒100-8920  
東京都千代田区霞が関1-1-4  
東京高等裁判所内 岡 健 太 郎

被 告

〒100-8920  
東京都千代田区霞が関1-1-4  
東京地方裁判所内 多 和 田 隆 史

被 告

〒100-8920  
東京都千代田区霞が関1-1-4  
東京高等裁判所内 杉 田 憲 治

## 損害賠償請求事件

訴 額 金 25,000,000 円

印紙額 金 95,000 円

### 第 1 請求の趣旨

1 被告らは原告に対し、各自それぞれ金 500 万円及びこれに対する 2010 年 8 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに第 1 項に対する仮執行の宣言を求める。

### 第 2 請求の原因

#### (一) 当事者

##### 1 原告

原告は、東京・霞が関の裁判所合同庁舎正門前で、週 3 日マイクを持ち、痛烈な裁判批判を繰り広げている。

通称「裁判所前の男」と言われている、不当判決に極めて批判的な正義感の強い潔癖な人物である。

##### 2 被告ら

(1) 被告竹筒博允は最高裁判所長官で、被告安倍、同岡、同多和田、同杉田の司法行政上の監督権者であり、東京高等裁判所・地方裁判所の裁判官及び職員の監督責任者である。

(2) 被告安倍嘉人は、不法行為第 1 の原告のでっち上げ事件当時、東京高等裁判所長官で、被告岡、同多和田、同杉田の監督者であり、監督責任者である。

(3) 被告岡健太郎は、不法行為第 1 の原告のでっち上げ事件当時、東京高等裁判所の事務局長で、被告杉田の監督責任者である。

(4) 被告多和田隆は東京地方裁判所裁判官で、原告の刑事裁判の裁判長である。

(5) 被告杉田憲治は東京高等裁判所の守衛長で、原告の本件刑事事件のでっち上げ事件の当事者である。

(二) 被告らの不法行為

1 被告竹筒、同安倍、同岡、同杉田の被告4名の原告に対するでっち上げ違法刑事裁判。

(1) 被告ら4名は、原告が東京高裁・東京地裁前で、マイクで裁判批判をしていることを快く思っておらず、機会があれば原告を排除しようと考えていたものであるが被告ら4名は共謀のうえ、平成22年8月10日午後0時23分頃、原告に対する構外退去命令の執行に際し原告が被告杉田に暴行を加え、杉田の公務執行を妨害し、杉田に傷害を与えたと虚偽の事実をでっち上げ、以下のとおり、東京地方検察官をして平成22年11月22日、原告を公務執行妨害、傷害罪で起訴させる不法行為をなした。

(2) 不法行為の内容(以下、原告を被告人と称する)

『 公訴事実

被告人は、平成22年8月10日午後0時23分ごろ、東京都千代田区霞が関1丁目1番4号東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎第二南門において、被告人に対し発せられた構外退去命令を執行するため同第二南門の門扉を施錠していた東京高等裁判所事務局管理課庁舎警備係守衛長杉田憲治(当時59歳)に対し、その後頭部を右げん骨で2回殴る暴行を加え、もって同守衛長の職務の執行を妨害するとともに、前記暴行により、同守衛長に加療約1週間を要する頭部打撲傷、頸椎損傷の傷害を負わせたものである。

罪名及び罰条

公務執行妨害、傷害 刑法95条1項、204条』

(3) 平成22年8月10日当時、東京高裁・地裁の第二南門上の裁判所庁舎の2階付近には監視カメラが設置されており、監視カメラの映像によれば、原告が被告杉田の後頭部を殴ったか否かは明らかである。

ところが、被告ら4名は、監視カメラを開示すれば原告が被告杉田を殴ったという事実が虚偽であることが明らかになるので、監視カメラの映像を開示しない。

(4) 原告は、平成22年8月10日午後0時23分ごろの原告に対する構外退去命令の執行により、治療7日間を要する左側頭部、前・後頸部、左側胸部、右前腕部打撲傷の傷害を受けた。

被告ら4名は、原告に対し、被告杉田の受けたと称する虚偽の公務執行妨害、傷害罪で先制攻撃(本件虚偽の起訴)をかけないと原告が

ら逆に傷害罪で訴えられ、その事実は監視カメラで明らかになり、さらには、庁舎管理規程の効力の問題にまで発展する。それをどうしても避けたいのと、原告による裁判所正門前での裁判批判を排除するため、本件不法行為を敢行した。

裁判批判が的外れであれば、放置すれば良いことである。しかし、被告ら4名には、放置できない忸怩たるものがあるのである。それに加えて、原告の裁判批判に市民の共感が大きく、被告らは原告の裁判批判に脅威を感じ、原告を排除しようとして強く思っていたのである。

## 2 被告竹筒、同多和田の不法行為

(1) 被告多和田は、平成22年8月10日午後0時23分ころの、原告の被告杉田に対する公務執行妨害、傷害罪(上記(二)1(2)の起訴事実)の東京地裁における刑事裁判(以下「本件刑事裁判」という)の裁判長である。

(2) 被告多和田は職務上のいわゆる第六感で、本件刑事裁判が竹筒最高裁長官以下、裁判所全体のでっち上げ事件であることを察知した。

(3) 被告多和田は、必要以上に傍聴人さらには被告人である原告を、ささいな私語を理由に退廷させる等の強権的な訴訟指揮を濫発した。

しかし、上記監視カメラの現場検証という真実発見(刑事訴訟法1条、同法128条)に不可欠な裁判行為はしない。裁判所の庁舎管理規程に、違反者を実力で排除する効力があるか否かの調べもしない。

そればかりか、被告人に認められた公判調書の開示を、被告人がホームページに載せるということで、第3回から第5回までの公判調書を開示しない違法行為(被告人の裁判を受ける権利、憲法32条に基づく、刑訴法40条、49条)をあえて行っている。

被告多和田は、以上ないしの不法行為をした。

(4) 被告竹筒は、被告多和田の上記違法行為の監督責任がある。

## 3 被告らの不法行為の悪質性

(1) 被告竹筒、同安倍、同岡、同杉田4名の共謀によるでっち上げ虚偽事実の刑事裁判による不法行為。

被告ら4名は、日本国の司法制度の最も中枢に務める国家公務員で、憲法の趣旨を実現し、基本的人権を擁護すべき重大な任務を負っている。

被告ら 4 名は、虚偽の刑事事件をでっち上げ、無垢の国民を虚偽の事実で刑事被告人にするなどという反国民的行為からは最も遠い所に位置している人達であるというべきであり、被告ら 4 名は、憲法上、清潔な行為が最も期待されている人達である。

ところが、憲法の期待に反し、ましてでっち上げ刑事裁判の不法行為を行っているのである。日本国は正に地に落ちたといわざるを得ない。

まして、不正を監視するため設置した裁判所の監視カメラの真下でなした不法行為であるとは、神様による何かのイタズラであるとしか言いようがない。被告らは一刻も早く、監視カメラの映像を開示し、被告らの不法行為を悔い改めるべきである。

いずれにしても、被告ら 4 名の不法行為の重大性は、正に筆舌に尽くし難い。被告ら 4 名の不法行為は、一見、国家賠償法 1 条にも該当するかの如くである。しかし、国家賠償法は「公務」の過程で発生した故意・過失の不法行為をいうのである。

でっち上げ刑事裁判の不法行為は、どう考えても「公務」とは言い難い。また、本件の如きででっち上げの犯罪行為まで「公務」というとすれば、「公務」の神聖さを冒瀆するものであるというべきである。

そこで、原告の本件被告ら 4 名に対する不法行為の損害賠償は、国家賠償として請求しているものではなく、あくまでも通常民事の損害賠償として請求しているものである。

(2) 被告多和田は、刑事裁判を冒瀆するものである。刑事裁判の目的は、刑事訴訟法第 1 条に宣言されている通りである。

刑事事件については、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする(刑事訴訟法第 1 条)。

刑事裁判の担当者被告多和田のすべきことは、個人の基本的人権を維持しつつ、事案の真相を明らかにすることである。でっち上げの不当刑事裁判を擁護することでもなければ、まして、でっち上げを隠蔽することでもない。

ところが、被告多和田の訴訟指揮は、裁判所全体がなそうとしているでっち上げ刑事裁判の擁護であり、隠蔽以外の何ものでもない。

被告多和田には刑事裁判をしているとの意図自体希薄である。

裁判官として裁判の独立(憲法76条36項)が保障され、憲法尊重擁護の義務(憲法99条)のある者のすべき行為の真逆の行為をしているのである。正に、公の弾劾を受けるべき裁判官に該当(憲法78条)する行為をしているのである。

被告多和田の訴訟指揮は担当刑事裁判官という地位を濫用する悪質なものとわなければならない。

被告多和田に対しても、国家賠償法ではなく、被告多和田の刑事裁判をしているのではないという主観的な意図から、民法上の損害賠償とすることが妥当である。

### (三) 被告らの不法行為による原告の損害

1 被告竹筒、同安倍、同岡、同杉田4名のでっち上げ刑事裁判は、司法として最もあってはならない行為をしたもので、憲法の破壊であり、その違法性は強大なものである。

原告は、被告ら4名によって、平穏な、正常な社会生活から一転して、身柄拘束の被告人という地位におとしめられた。

その受けた社会的、経済的、精神的損害は甚大である。

その受けた損害は、どんなに少なく見積もっても一人500万円を下るものではない。

2 被告竹筒、同多和田の不法行為は、刑事裁判官としての役割を大きく逸脱し、真相の解明には目もくれず、でっち上げ刑事裁判の擁護と、でっち上げの隠蔽に邁進するものである。

被告竹筒外3名、合計4名のでっち上げ刑事裁判も、被告多和田のでっち上げに対する協力なくしては完成しないものである。

その意味で、裁判官としての本来の役割を逸脱した被告多和田のでっち上げに対する役割は甚大なものがある。

原告の被告多和田の不法行為によって受けた損害は、被告竹筒外3名、合計4名のでっち上げと一体としての損害と考えるべきである。

原告の被告多和田の不法行為によって受けた損害は、どんなに少なく見積もっても、4名と同様の金500万円を下るものではない。

以上、5名については各自それぞれ金500万円の損害賠償責任を負うのが相当である。

### (四) 結論

よって、原告は、民法709条に基づき、被告竹筒、同安倍、同岡、同多和田、同杉田に対し、請求の趣旨記載の本訴に及ぶ。

以上

第3 証拠

1	甲第1号証	起訴状	1 通
2	甲第2号証	第二南門の監視カメラ	1 通
3	甲第3号証	診断書	1 通
4	甲第4号証	『裁判長が記者席悪用し、傍聴妨害』 (週刊金曜日 2011年7月1日号)	1 通
5	甲第5号証	『だれが裁く? (裁判所の犯罪)』 (週刊金曜日 2011年7月15日号)	1 通
6	甲第6号証	大高の手紙	1 通

第4 添付書類

1	甲各号証	各 1 通
2	委任状	1 通

2011年8月9日

原告訴訟代理人

弁護士 生田 暉 雄

東京地方裁判所御中